「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会（仮称）　設置要領（案）

平成29年９月●日制定

１．趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業に関する要望の情報収集・形成・発信等を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図ることを目的として、この会を設置する。

２．構成

本会は、１１名の活動組織構成員、５名の市町村職員と各２名の北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員の計２０名で構成する。

（１）活動組織構成員は、水田地域４名、畑地域４名、草地域３名の次世代にわたる農業者等とする。

（２）市町村職員は、水田地域２名、畑地域２名、草地域１名の本事業を担当する者とする。

（３）北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々２名とする。

　（４）その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

３．活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

（１）本事業の活動に関する要望の情報収集・討議

（２）本道及び府県における活動事例の情報収集に向けた調査及び視察研修

（３）関係活動組織及び市町村への活動事例等の情報発信

（４）北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討

（５）その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

４．主管

北海道日本型直接支払推進協議会

５．庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

（北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課）

６．その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。